

京丹後市教育委員会教育長 米田 敦弘 殿

京丹後市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小西 清茂

京丹後市情報公開条例第 1 9 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 7 年 9 月 3 0 日付 7 教文第 6 7 9 号により諮問された平成 2 7 年度諮問第 1 号について、審査した結果下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結果

本件異議申立の対象とされた公文書不存在とすることとした京丹後市教育委員会教育長の決定は、妥当であると思料する。

2 異議申立及び不服申し立ての経緯

- (1) 本件の異議申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、平成 2 7 年 6 月 9 日京丹後市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）に対し、京丹後市情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項に基づいて、公文書公開請求をなし、平成 2 7 年 6 月 2 9 日付に実施機関がなした「公文書不存在決定通知書」について平成 2 7 年 8 月 7 日異議申立をした。
- (2) 平成 2 7 年 1 0 月 8 日付にて、実施機関は理由説明書を提出した。
- (3) 平成 2 7 年 1 0 月 1 8 日付にて、申立人は意見書を提出した。
- (4) 平成 2 7 年 1 0 月 2 6 日、申立人、実施機関及び関係機関は口頭意見陳述をなした。

3 審査会の判断

- (1) 上記不存在決定に対する実施機関の決定は、木津村役場文書が京丹後市情報公開条例第 2 条第 2 号イに該当するものであり、公文書でないとの判断によるものである。
- (2) 申立人は、京丹後市網野町木津小字川尻 2 6 番の山林を所有しているとのこと

であり、裁判によりその存在を求めたが、立証不十分として敗訴されている。

- (3) 同地番が、戦前戦後を通してどのような変遷を経たのかについては、当審査会の調査には限界があり、上記決定を覆すことは不可能と判断する。

4 審査の経過

本件諮問に係る審査の経過は、以下のとおりである。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年9月30日	諮問書の受理
平成27年10月1日	口頭意見陳述の希望を異議申立人に照会
平成27年10月5日	諮問庁へ理由説明書の提出依頼
平成27年10月8日	諮問庁から理由説明書の受理
平成27年10月16日	異議申立人へ理由説明書の送付及び意見書の提出通知
平成27年10月18日	異議申立人から意見書受理
平成27年10月26日	審議(第1回)
平成28年1月18日	審議(第2回) 答申の検討
平成28年2月23日	答申